上総日経門徒の一考察

中村孝也

一　周知の如く日経が、慶長法難後追放となり、特に日経有縁の関東両総方面においては、日経門下の僧俗に対する「本文伝道、本尊授与」が進められ、上総日什門流諸寺も、迷惑していることが知られる。又日経滅後その門下（日浄日耀日盛）の伝道法は、相当な影響を及ぼしている。（本漸寺日信、西福寺日要文書）即ち日経の「謗法顕示筆端、日経法難記」等は日経信徒の間に、尊重されていた事は「常楽院日経ハ当門流併諸門家ニ対シ、遺恨之レ有ルニ依テ、件ノ趣キヲ一帖ニ記シテ、題シテ謗法顕示筆端抄ト云、然ルニ日経門流ノ庸俗等、此抄ヲ以テ正義ト称シ秘法ト崇メ、蓮祖大士ノ御妙判ヨリモ猶大切ニ之レヲ伝フ」（謗法顕示筆端返答抄）とあり、又同書に「件ノ曼荼羅ハ御難已后ノ御自筆ト称シ、多クノ価ヲ出シテ之ヲ求メ、或ハ人ノ死ニタル時ハ、出家ノ引導ヨリ先キ達テ、潜カニ是ヲ引導スル由、世間ニ沙汰スル処也」とあつて、この風習は現在も上総地区に伝承されている。（上総の内緒題目）その名称考は既に配布の「常楽院日経門流の名称考」を参照せられたい。

万治法難寺方訴状に「彼弟子号玉運来聴窓月悪僧、汲常楽院之流専弘僻義、悪口諸寺故去寛永四丁卯、諸寺訴陳公儀蒙裁断、彼玉運来聴併俗三人、於獄舎而死、窓月者致遂電、其外一味之道俗者、在々処々被追放」とあり、又同書に「寛永十二乙亥暦、於下総国恕閑於上総国窓月、是亦以常楽院立義狂惑諸人、猛悪無類故亦諸寺訴達公処、則被行道俗九人刑殺罪畢、如是依厳重之御制法、悪徒暫断絶一門家之真俗安緒、経過二十有余年之年月者也」とある。

二　日経門流の殉教史を見ると、㈠開山日什の別建立問題（不受不施）、㈡日什門下の諫暁精神（日仁日実）、㈢慶長宗論に対する日蓮門下の態度、㈣法流立義の枯渇問題（什師古正義）以上に考察出来るが、日経の場合は特に㈢㈣の面が強く出て、日経門下に至ると㈠㈡が加算されて、不受不施の論が表面上に出て来るので、これは門中是正の手段として、什門内部に活動させるものであり、自門の独一性を主張したものであつた。（破魔軍鉄箭録）日経の場合は、妙覚寺日奥の対幕関係を重視した「幕府の供養問題」よりも、他宗対破の面が強く正面に、押し出されて居り、折伏正意の立場から「謗法顕示筆端抄」の如く法難を展機として、日経を異端として什門流を、隔絶された感情的要素が、根強く展開されて行き、その批難を日蓮宗以外の他宗より、一歩進めて什門流対日蓮宗各派の相違（教義面）から、什門流内部における「清濁論」に迄及んでいる処に、特殊性が見られる。日経門流の在俗信徒であつた「浄源院行信」に至つて在家仏教が、打ち出された根底には、自門の改革にあつたと見られる。

三　日経は妙覚寺日奥と異なり「権大僧都」の位官を有しその本尊にも記して居り、不受不施論者ではなく、幕府の供養問題より、他宗対破の面が強く出て、不受不施面は内在的になつている事は、日経が「此度国主におどされ、折伏の当宗立行の信心を、弱くし給ふ人々、我慢をいとまなくたてずとも、此度信心のよはき罪障を、日経にざんげせよかし」（日経法難記、慶長十八年）とあるによつ

て知られるが、日経の滅後日奥門流の、不受施論が展開するにつれて、日経の孫弟子（妙法寺日尚、本行寺日逞）に至るとその言動は、他宗他門徒は勿論であるが、不受不施の論旨を次第に、日什門流内部に向けて行き、同門の諸寺を論難している。

万治三年十月の妙法寺日尚返訴状には、

京都妙満寺化儀違背之状

一　急世緩法貫主式者違犯什師付法之置文事

一　与他門徒致共同者皆弁立門相承之定文事同上総諸寺重々義乱

一　慶長年中被皈伏中山門徒、以起請文定之己後、亦還什門流者二門不摂義、全不同什師捨邪皈正旨、是違背流重過之事

一　謗施式云受不受、二途不定之所立者、永破開山不受制法事

已上四箇条本末共同之大罪也

と論じて、日什の直弟日運の相伝を受け「諫暁国王大臣上表言上等、自是弘誓外無他事、開山日什遺文所言、如是弘通者日什真実弟子矣、仍不守此旨者是宗門非弟学仏外道歟」とあつて、日什の明徳三年の置文に依つて、布教することを「日什古正義」と云うのである。（運師録年中行事、妙法寺秘鍵）

日逞の降魔抄に「嘆カハシキ事ニハ、日什門徒ノ中ニモワレワレニナツテ、誹謗出来セリ爰ニ余思ハク（中略）我門中ノ祖師ニ違背シ奉ル事ヲ見定メタリ、一生ハ夢ノ如シ未来コソ大事ナレバ、我身ハナクトモナラバナレ、衆生ノ苦シミヲ救ハンカ為ニハ、唯云フベシト思ヒ定メテ、人々ニ高座ニ登リテ高声ニ、門中ノ祖師違背シ奉ル所共ヲ取リ挙ゲテ、荒々責めシカバ、彼ノ諸寺等ガ身心ニ第六天魔王深ク入レ代テ謀叛人ナドノ如クニシテ、将軍家ニ訴願セシム」（寛文十二年十一月）とあり、又同書に「今ノ日蓮宗及ビ什門ノ衆、蓮師正像末弘ノ御弘通ノ正義ヲ、誤リテ回曲ゲ、或ハ本迹一致或ハ受謗施ニ、帰セシムル弘通ノ者ハ、天魔波旬ノ伴侶ナルコト疑ヒナシ」と論じて、什門寺院を難じている。（法華寸刀抄、災難勘問答抄）、されば万治三年九月の、寺方訴状には「彼本行寺捨譜代本寺而昇法座、数々以一派諸寺破折無間地、以参詣輩誹謗堕獄、尚妙満寺住持之曼荼羅者、謗悪趣之業因皆悉拾捨、叩吐悪言依之彼諸旦中、驚動而停止参詣」とある。

四　後年妙法寺日尚の法系を自認する行信は「浄源院記録」「邪正問答決疑抄」等に日尚の、四箇条の本末共同の大罪を載せて居り、寺方より「日尚が国賊ニ似セ不受不施ヲ習ヒ」（新徒雑談集）と云われた。行信の同一鹹味抄に「只今の時分は宗門みだれて、真実の出家沙門無之、吾が門中の末弟等什師古正義をまもら須、たまたま正義弘通の正師出来すれば、大に驚き門中一同に成り、邪義を専らとして上々江ざん奏し、流罪の難に阿わせ候其の末弟等、経文御書判の如くならば、謗法堕獄の悪僧等也」と論じているが、万治法難より元文法難に至ると、特殊な三宝形態を生じ「仏宝トハ久遠実成釈迦、併法華経中ノ一切ノ諸仏也、法トハ開迹顕本ノ法華経也、僧トハ蓮什経尚逞等ノ、不惜身命ノ代々ノ正路也正師也、是を三宝ト心得テ供養シ奉ル、今ノ僧者蓮什等ノ法式ニ背ク故ニ、僧宝ニ非ズ」（破魔軍鉄箭）録とあり、同書に「祖師什師日経末弟ノ、捨身法難ニ値ヒ給フ正僧耳、僧法ト之レ敬フ由殆ント珍義也」となつて、以上の如き日経門流僧俗の、論法説教は既に「寺方訴状類」（拙稿、什門流宗門史料(4)）等に明白な如く、日什門流より「門中惑乱者」としての要素を、内在していた。（紙数の都合上注記割愛）